

新型コロナウイルス感染症に伴う支援に関する相談窓口

■家計支援

月々の固定費でお困りの方

対 象	種 類	名 称	内 容	問い合わせ先	
離職等で経済的に困窮し、住居を失った・失うかもしれない方	給付	生活困窮者住居確保給付金	家賃相当額を支給（上限あり） ※世帯人数などにより変動 ※収入・資産要件があります	練馬区社会福祉協議会 生活サポートセンター 電話：03-3993-9963	
住民税・保険料等の支払いにお困りの方	減免	介護保険料（65歳以上の方）	介護保険料の減額・免除	練馬区 介護保険課 資格保険料係 電話：03-5984-4592	
	納付免除	国民年金保険料	国民年金保険料の免除	練馬区 国保年金課 国民年金係 電話：03-5984-4561 練馬年金事務所 電話：03-3904-5491	
	納付猶予	住民税・軽自動車税・国民健康保険料	納付の猶予・分割納付		練馬区 収納課 納付案内センター 電話：03-5984-4547
		国民年金保険料			練馬区 国保年金課 国民年金係 電話：03-5984-4561 練馬年金事務所 電話：03-3904-5491
後期高齢者医療保険料		練馬区 国保年金課 後期高齢者保険料係 電話：03-5984-4588			
介護保険料（65歳以上の方）	練馬区 介護保険課 資格保険料係 電話：03-5984-4593				

生活費でお困りの方

対 象	種 類	名 称	内 容	問い合わせ先
一時的に必要な費用の調達が困難な方	貸付	応急小口資金	限度額：一般貸付20万円（無利子）	管轄の総合福祉事務所
配偶者がいないか、または長期にわたり配偶者の扶養を受けられない女性	貸付	女性福祉資金	限度額：6万4,300円～347万円 ※資金の種類によって異なります。	管轄の総合福祉事務所
65歳以上または身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方	貸付	高齢者および障害者入院資金	限度額：120万円	管轄の総合福祉事務所
20歳未満のお子さんを扶養している母子家庭または父子家庭	貸付	東京都母子及び父子福祉資金	限度額：6万4,300円～347万円 ※資金の種類によって異なります。	管轄の総合福祉事務所
区の福祉資金の償還が困難な方	期日延長	応急小口資金、女性福祉資金、高齢者および障害者入院資金、東京都母子及び父子福祉資金	支払期日の延長 ※連帯保証人なども含めて、償還期日までに返済困難と認められる場合。	練馬区 生活福祉課 管理係 電話：03-5984-1532
生活にお困りの方	給付	生活保護	国の定める保護基準により算定した世帯ごとの1か月の最低生活費と、その世帯の全収入（月額）とを比較し、収入が最低生活費を下回っている差額分の支給	管轄の総合福祉事務所
休業期間中の賃金（休業手当）が支払われなかった中小企業等で働く方	給付	休業支援金・給付金	支給額：休業実績等から算定（1日あたり11,000円が上限）	休業支援金・給付金コールセンター（厚生労働省） 電話：0120-221-276
家計が急変し、支援の必要がある学生	給付	給付奨学金	返還義務のない奨学金の支給 ※金額は学校の種別や家計状況により異なります。	日本学生支援機構 奨学金相談センター 電話：0570-666-301 ※申込手続きは各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口にお問い合わせください。

傷病手当金

対 象	種 類	名 称	内 容	問い合わせ先
国民健康保険の加入者で給与等の支払いを受けており、感染した、または感染が疑われ、療養のため働くことができなかった方	給付	【国民健康保険】新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金	支給額：給与相当額の2/3 (1日あたり30,887円が上限)	練馬区 国保年金課 こくほ給付係 電話：03-5984-4553
後期高齢者医療制度の加入者で給与等の支払いを受けており、感染した、または感染が疑われ、療養のため働くことができなかった方	給付	【後期高齢者医療制度】新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金	支給額：給与相当額の2/3 (1日あたり30,887円が上限)	東京都後期高齢者医療広域連合 お問合せセンター 電話：0570-086-519

■会社・事業者支援

運営資金・売上が減少した方

対 象	種 類	名 称	内 容	問い合わせ先
最近1か月の売上高または過去6か月（最近1か月を含む）の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方	貸付	新型コロナウイルス対策マル経融資（日本政策金融公庫）	限度額：1,000万円 金 利：当初3年間 基準金利▲0.9% ※区が50%を補助	東京商工会議所 練馬支部 電話：03-3994-6521
			※区が金利の50%を補助します。	練馬区 経済課 融資係 電話：03-5984-2673
最近1か月の売上高または過去6か月（最近1か月を含む）の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方	貸付	新型コロナウイルス感染症特別貸付	限度額：中小企業事業6億円（4億円） 国民生活事業8,000万円（6,000万円） 金 利：（ ）の金額を限度に融資後3年間 基準利率▲0.9%	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 電話：0120-154-505
直近1か月の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる方	保証	セーフティネット保証4号	通常の保証限度額とは別枠の信用保証協会の保証（100%保証）を利用する際の認定書を発行します。	練馬区 経済課 融資係 電話：03-5984-2673
最近1か月の売上が前年の同月と比較して20%以上減少した方	貸付	新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付	限度額：2,500万円 金 利：年2.0% (利用者負担0.2%、区負担1.8%) ※信用保証料の補助はありません。	練馬区 経済課 融資係 電話：03-5984-2673

従業員に休業してもらった方

対 象	種 類	名 称	内 容	問い合わせ先
小学校休業等で保護者である従業員に有給休暇を取得させた方	給付	小学校休業等対応助成金	支給額：賃金相当額 (1日あたり1人15,000円が上限) ※詳しくは、お問い合わせください。	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター（厚生労働省） 電話：0120-60-3999
	給付	両立支援等助成金	助成額：1人あたり50,000円 ※詳しくは、お問い合わせください。	東京労働局雇用環境・均等部 電話：03-6893-1100
従業員に休業手当を支払った方	給付	雇用調整助成金	限度額：1日あたり1人15,000円 ※助成率など詳しくは、お問い合わせください。	ハローワーク池袋 電話：03-3987-8609 (部門コード33#)

■新型コロナウイルス感染症に伴う支援に関する相談窓口

東京都 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ
新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの企業や住民のみなさんが利用できる、東京都および一部の省庁の支援情報を探すことができるサイトです。
新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）
生活を支えるための支援について掲載しています。
新型コロナウイルスに関連した感染症対策情報（中小企業庁）
中小企業庁による情報一覧です。
練馬区 産業振興公社 練馬ビジネスサポートセンター
売上の低下など経営に関するさまざまな相談に中小企業診断士が応じています。オンラインでの経営相談も行っています。
東京都 中小企業振興公社 総合支援課
経営に関する相談やさまざまな支援を行っています。特別相談窓口も設置しています。
東京信用保証協会 池袋支店
融資あっせんの相談・受付などを行っています。
日本政策金融公庫 池袋支店
資金繰りに関する相談などを行っています。特別相談窓口も設置しています。 新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付・新型コロナウイルス感染症特別貸付・セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）ほか
新型コロナウイルス くらしや仕事の情報（厚生労働省）
生活と雇用を支えるための支援のご案内などについて掲載しています。
新型コロナウイルス関連支援情報（都道府県別）（J-NET21）
各地域の補助金・助成金・融資の情報をまとめています（独立行政法人中小企業基盤整備機構）。